

## 意見公募要領

### 1 意見募集対象

「電気通信事故に係る電気通信事業法関係法令の適用に関するガイドライン」（案）

### 2 資料入手方法

意見募集対象については、電子政府の総合窓口[e-Gov] (<http://www.e-gov.go.jp/>) の「パブリックコメント」欄及び総務省ホームページ (<http://www.soumu.go.jp/>) の「報道資料」欄に掲載するほか、総務省総合通信基盤局電気通信事業部電気通信技術システム課にて閲覧に供します。

### 3 意見の提出方法

様式の意見書に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに、次のいずれかの方法により提出してください（電話での御意見はお受けいたしかねますので、あらかじめご了承ください）。

なお、提出意見は、日本語で記入してください。

#### (1) 郵送する場合

〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2

総務省総合通信基盤局電気通信事業部電気通信技術システム課あて

併せて、意見の内容を保存した記録媒体を添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の記録媒体等の条件は、次のとおりです。

- ・ 記録媒体： CD-R、CD-RW、DVD-R 又は DVD-RW
- ・ ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。）
- ・ 記録媒体には、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載したラベルを貼付してください。

なお、送付いただいた記録媒体については、返却できませんのであらかじめ御了承いたします。

#### (2) FAX を利用する場合

FAX 番号 : 03-5253-5863 総務省総合通信基盤局電気通信事業部電気通信技術システム課あて

※ 担当に電話連絡後、送付してください。

なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

### (3) 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス : system\_iken@soumu.go.jp

総務省総合通信基盤局電気通信事業部電気通信技術システム課 あて

※ メールに直接意見の内容を書き込むか、添付ファイル（ファイル形式はテキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル）として提出してください（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。）。

なお、電子メールの受取可能最大容量は、5MB となっていますので、それを超える場合は、ファイルを分割するなどした上で提出してください。

## 4 意見提出期限

平成 22 年 8 月 20 日（金）午後 5 時（必着）（ただし、郵送については、平成 22 年 8 月 20 日（金）付けの消印まで有効とします。） 郵便及び FAX の場合は、必ず「パブリックコメント」と明記してください。

## 5 留意事項

意見が 1,000 字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。

提出されました意見は、電子政府の総合窓口[e-Gov] (<http://www.e-gov.go.jp>) の「パブリックコメント欄」に掲載するほか、総務省総合通信基盤局電気通信事業部電気通信技術システム課にて配布します。

ご記入いただいた氏名（法人等にあつてはその名称）、住所（所在地）、電話番号及びメールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があつた場合等の連絡・確認のために利用します。

なお、提出された意見とともに、氏名（法人等にあつてはその名称）やその他属性に関する情報は公表する場合があります。公表する場合に匿名を希望される場合には、その旨を記入してください。

また、意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

## 意見書

平成 年 月 日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部電気通信技術システム課 へ

郵便番号

(ふりがな)

住所

(ふりがな)

氏名 (注 1)

電話番号

電子メールアドレス

「電気通信事故に係る電気通信事業法関係法令の適用に関するガイドライン」(案)に対する意見募集に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注 1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載することとする。

注 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。